平成２６年（フ）第８号
宮崎県都城市上長飯町２号６番地９
債務者　崎山　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４９７号
大分県由布市挾間町向原82番地５
債務者　北川健太郎
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８４号
金沢市木越１丁目308番地
債務者　市井　信一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　秀典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地２　県営１―207号
債務者　髙木かつみ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地２　県営１―207号
債務者　髙木　雄二
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
三重県鳥羽市鳥羽１丁目17番３―22号、前住所鳥羽市堅神町789番地３
債務者　伊藤　辰司
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
北海道旭川市錦町13丁目2969番地の11
債務者　阿部　絵美
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
岐阜県羽島市堀津町須賀南２丁目50番地
債務者　田島　將企
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１号
岩手県北上市大通り３丁目11―22コーポアイビーＢ206、住民票上の住所秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢29番地５
債務者　齋藤健太郎
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２３号
岩手県北上市相去町寺後沢23番地139　ＮＥＷＪＯＹ201号、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根古寺90番地４　コーポオリエントⅡＫ号室
債務者　齋藤　啓之
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２４号
岩手県花巻市東和町土沢６区６番地、旧住所岩手県東和町舘迫２区33番地
債務者　平野　秀栄
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第９４号
埼玉県吉川市中曽根２丁目１番地３　萩野ビル302号
債務者　須藤　隼人
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
埼玉県草加市弁天６丁目３番33号　松原パールハイツＢ―102号
債務者　田邉　利広
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目10番７号　ベルフローラふじみ野103
債務者　秋保　和寿
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１１号
埼玉県川越市大字上戸177番地２、前住所埼玉県川越市大字的場2366番地１　ヴィラ霞ケ関106号室
債務者　佐藤　京子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２２号
埼玉県川越市大字大袋新田842番地６　グランデ川越南大塚103号室
債務者　橋本　一行
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部